

入札説明書

大分地方法務局宇佐支局照明器具改修工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年1月14日（水）

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 大分地方法務局長 中野 隆生

3 担当部局

〒870-8513

大分市荷揚町7番5号

大分地方法務局会計課施設係（担当：藤内）

電話 097-532-3325

4 工事概要

(1) 工事名

大分地方法務局宇佐支局照明器具改修工事

(2) 工事場所

仕様書による

(3) 工事内容

仕様書による

(4) 工期

令和8年9月30日（水）まで

(5) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）<https://www.p-portal.go.jp/>）により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成

14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にあるとき。

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持ち分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準じるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねているとき。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び誓約書を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、同5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(3)から同(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて一般競争参加資格の認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認できるものと

する。

なお、上記 5 (2) の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

ア 提出書類

(ア) 申請書 (第 1 号様式)

上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書 1 部を提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加申請書 (第 2 号様式)

紙入札方式による参加を希望する場合のみ提出すること。

(ウ) 誓約書 (第 3 号様式、役員名簿要添付)

誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その入札は無効とする。

イ 提出方法

(ア) 令和 8 年 1 月 30 日 (金) 午後 5 時までに、上記アの申請書及び誓約書を電子調達システムにおいて提出すること (必着)。

(イ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記ア(ア)ないし(ウ)を作成し、これらを併せて上記 3 の場所に持参又は郵送 (提出期間内必着) すること。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和 8 年 2 月 6 日 (金) までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(3) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書は、返却しない。

エ 提出期間を経過した後の申請書の変更 (差し替え及び再提出を含む。) は認めない。

オ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

カ 申請書に関する問合せ先は上記 3 に同じ。

7 仕様書等に対する質問及びその回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、書面 (様式は適宜とする。) により提出すること。

ア 提出期間

令和8年1月14日（水）から同年2月13日（金）までの休日を除く毎日、午前9時から正午まで、及び午後1時から同5時まで

イ 提出場所

上記3に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

電子調達システム又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）までに、競争参加資格があると認められた者に対し電子メールにより行う。電子メールによる回答が受けられない場合は、次のとおり閲覧等に供する。

ア 期間

令和8年2月20日（金）から同月27日（金）までの休日を除く毎日、午前9時から正午まで、及び午後1時から同5時まで

イ 場所

上記3に同じ。

8 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札書提出まで（電子調達システムによる入札の場合は、同システムが入札書を受け付けるまで。紙入札方式の場合は、当局が入札書等在中の封筒を受領するまで）に委任状（第4-1号様式又は第4-2号様式）を電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること（復代理人が入札する場合は、委任状を2通提出すること。）。

なお、委任状は、入札書と同時に提出しても差し支えない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行大分支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行大分支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

10 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子調達システムによる。

ただし、紙入札方式の場合は、第5号様式を用いて、上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札を辞退する場合、入札辞退届（第6号様式）を提出すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記11の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。

また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

11 工事費内訳書の提出

(1) 提出方法等

第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、令和8年3月3日（火）午後5時までに、上記3の場所に持参又は郵送すること（必着）。

封筒に、工事費内訳書及び支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書（電子調達システムにおいて送信される証明書等審査結果通知書）の写しを入れ、封緘する。

また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

なお、紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記10(2)イを参照のこと。

工事費内訳書の提出を電子調達システムにより行うことは認めない。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・最新版（国土交通省ホームページ等参照）に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の

商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 入札金額に対応した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳（内訳明細）に数量、単位、単価及び金額を記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官(補助者等を含む。)が、説明を求めることがある。

(4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第7条第1項第5号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

(イ) 内訳書の一部が提出されない場合

(ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合

(エ) 他の工事の内訳書が提出された場合

(オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合

(カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合

(キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

(ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合

(イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合（明示した場合に限る。）

(ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合

(エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されている場合

エ 記載事項に誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 提出者名に誤りがある場合

(エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない(端数調整等を除く。)場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

(5) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

開札は、次の(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(1) 日時

令和8年3月4日(水) 午前10時

(2) 場所

〒870-8513

大分市荷揚町7番5号

大分地方法務局4階大会議室又は電子調達システム

(3) 開札の方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。

なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

13 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り

消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

15 手続における交渉を行う意図の有無

無

16 契約書の作成の要否

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

18 支払条件

当該契約に係る請負代金は、原則として1回で支払うものとする。

19 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

21 その他

(1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うところがある。

- (4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のあ
る取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材
を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (6) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラ
イン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係
府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるもの
とする。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以
下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事
（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固として
これを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、
捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、
その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程
に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (8) 本件では、紙入札方式による入札のみであった場合を除き、電子調達システム
において入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約書の作成等については、
紙又は電子調達システムによること。
- (9) 申請書の提出期限（令和8年1月30日（金）午後5時まで）を経過した後
に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札
参加申請書（第2号様式）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。
- (10) 電子調達システムに関する問合せ先等
- ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイルを政府電子調
達（G E P S）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。
- （ア） 初めてご利用になる方へ
- （イ） 操作マニュアル
- （ウ） F A Q ・ お問い合わせ
- イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。
電子調達システムヘルプデスク
電話 0570-000-683（受付時間は午前9時から午後5時30分

まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

FAX 017-731-3352

政府電子調達 (G E P S) <https://www.p-portal.go.jp/>

ウ ICカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「初めてご利用になる方へ」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照。）